



5 佐い協第1号
令和6年3月25日

佐久市教育委員会

佐久市いじめ問題対策連絡協議会
会長 藤森 裕治

令和5（2023）年度いじめの防止等のための
対策の推進について（答申）

令和5年10月17日付け5佐教学第623号で諮問のありました佐久市のいじめ防止等のための対策の推進について、本年度は、「佐久市いじめ防止等のための基本的な方針」の改定案にかかる協議を慎重に重ねた結果、別紙のとおりまとめましたので答申します。

なお、各委員からは専門的な知見に基づき、多くの意見が出されましたので、今後のいじめ防止等のための対策に生かすとともに、いじめを絶対許さないという強い意志の下、更なる取組を推進されたい。

令和5(2023)年度 佐久市

いじめ防止等のための対策の推進に関する答申書

令和6年3月

佐久市いじめ問題対策連絡協議会

1 経緯

佐久市教育委員会では、令和5年4月に佐久市いじめから子どもを守る条例が施行されたことを受け、今まで、いじめ対策の推進に関する協議を、不登校対策も協議する不登校等対策連絡協議会で行っていたものを、目的ごとに分けて協議会を設置することとし、令和5年10月に佐久市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置した。

この設置に合わせ開催した第1回協議会において、佐久市教育委員会から協議会に対して、いじめ防止等のための対策の推進に関する諮問があった。

本答申書は、当該諮問に対する協議会の協議結果について報告するとともに、教育委員会に対して、いじめ防止に向けた取組の一層の推進を求めるものである。

2 協議事項

「佐久市いじめ防止等のための基本的な方針（改定案）」について

3 協議経過

開催日	協議内容等
令和5年10月17日	<ul style="list-style-type: none">・委嘱書の交付・市教育委員会からの諮問・佐久市のいじめの状況・本年度の協議内容の確認
12月18日	<ul style="list-style-type: none">・「佐久市いじめ防止等のための基本的な方針（改定案）」に対する協議
令和6年 3月14日	<ul style="list-style-type: none">・「佐久市いじめ防止等のための基本的な方針（改定案）」に対する協議結果のまとめ・答申内容の確認

4 協議方法

今回改定する「佐久市いじめ防止等のための基本的な方針」は、国及び県のいじめ防止等のための基本的な方針を踏まえて策定することから、国、県において大きな方向性が出ている部分については、協議を行わず、佐久市としての目指す方向及び基本的な考え方の部分についてご意見をいただき協議することとした。

(1) 実際の協議箇所

佐久市いじめ防止等のための基本的な方針（改定案）

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向のうち

2 いじめ防止等の目指す方向・・・5ページ

3 いじめ防止等に対する考え方・・・5～7ページ

II いじめの防止等のための対策・・・8ページ以降

5 協議結果

各協議箇所に対する意見や提案は、別紙「『佐久市いじめ防止等のための基本的な方針（改定案）』に対する意見報告書」に協議会意見として記すとともに、それに対する市教育委員会から説明のあった対応方針をまとめた。

各委員からは専門的な知見に基づき、多くの意見が出されたことから、引き続き、今後のいじめ防止等のための対策に生かすとともに、いじめを絶対許さないという強い意志の下、更なる取組を推進されたい。

佐久市いじめ問題対策連絡協議会における
「佐久市いじめ防止等のための基本的な方針(改定案)」に対する意見報告書

1 「いじめ防止等の目指す方向」、「いじめ防止等に対する考え方」について

番号	箇所	協議会意見	市教育委員会対応方針(案)
1	3ページ I・1・(4)	「いじめを訴えやすい体制」とあるが、体制より環境の方が分かりやすいのでは。	<p>・下記のように変更します。</p> <p>(4)いじめの認知 ～大人が児童生徒との信頼関係を築き、いじめを訴えやすい体制となるよう努める必要があります。</p> <p>↓</p> <p>(4)いじめの認知 ～大人が児童生徒との信頼関係を築き、いじめを訴えやすい環境、訴えを受け止められる体制となるよう努める必要があります。</p> <p>※体制として必要なのは、訴えを受け止められる体制であることから文言を一部追加しました。</p>
2	5ページ I・2	目指す方向について、鍵括弧はなくてもいいのでは、また、「何々します。」言い切っているので「。」を付ける方がよいのでは。	<p>・ご指摘のとおり変更します。</p>
3	5ページ I・2・①	いじめの未然防止に「自他の生命を尊重し」とありますが、生命より、存在や人格、人権と言った方がしっくりくると感じるが。	<p>・下記のように変更します。</p> <p>①いじめの未然防止 「すべての児童生徒が、いじめを許さず、自他の生命を尊重し、自己肯定感や他者への思いやりを持つことができる豊かな心を育みます」</p> <p>↓</p> <p>①いじめの未然防止 すべての児童生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重し、自己肯定感や他者への思いやりを持つことができる豊かな心を育みます。</p> <p>※生命にかかわるいじめ事案もあったことから、生命という文言を入</p>

			<p>れましたが、生命だけでなく、その人の人権や人格といったものを尊重することも大切であると考え、限定せず、存在そのものとして捉えられるよう、「自他ともに尊重」としました。なお、この文言は、県の「いじめ防止等の対策の目指す方向」でも使われている文言です。</p>
4	5ページ I・2・②	<p>「受け止めるとともに、心を育みます。」となっているが、これは逆の方がいいのでは。心を育んだものを我々が全力で受け止める方が自然だと思うが。</p>	<p>下記のように変更します。</p> <p>③適切な対応</p> <p>「児童生徒のサインやSOSを見逃さずに受け止めるとともに、悲しいとき辛いときにSOSが出せる心を育みます」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>① いじめの未然防止</p> <p>児童生徒自身が抱えきれない悩みを SOS として出せる心を育むとともに、児童生徒のサインやSOSを見逃さずに受け止めます。</p> <p>※ご指摘のように、心を育んだ上で、受け止めるという文章に変更しました。また、番号10のご意見において、いじめの相談をしたときの感情は、必ずしも辛い、悲しいだけではないとのご指摘がございました。このことも踏まえ、感情を限定せず、そういった様々な感情を呼び起こす原因である「抱えきれない悩み」に文言を変更しました。</p>

5	5ページ I・3・ (1)・ア	<p>「児童生徒に『いじめは絶対に許さない』、『いじめは卑劣である』という記載があり、それはその通りではあるが、暴行や傷害、恐喝になるような、大人なら逮捕されるような事象も含まれると考える、そういうことをあえて言及した方がいいのでは。いじめという言葉では済まされない、犯罪ということをどこかに入れられないか。</p> <p>柔らかく書く部分と、強く書く部分のメリハリがあってもいいのでは。</p>	<p>・2 ページの(3)いじめの態様に下記の文章を追加します。</p> <p>(3)いじめの態様</p> <p>具体的ないじめの態様は次のようなものがあります。</p> <p>・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。～</p> <p>(国の「いじめの防止等のための基本的な方針」から)</p> <p>いじめの態様はこのように多様であるとともに、中には犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、直ちに警察に相談することが必要なものもあります。</p> <p>また、これらのいじめは、人の目に付かないように隠れて行われることが多く、また、大人や他の人からは分かりにくかったり、一見ふざけ合いや、些細なトラブルと捉えられ見逃されてしまうことがあります～</p> <p>※(3)いじめの態様は、国の基本的方針の内容を参照しておりますが、国の方針の中には、これらのいじめの中には「犯罪行為として取り扱われるべき～」という記載がございます。それらも参酌して、定義の時点で、「犯罪行為」、「警察に」との文言を入れました。</p>
6	5ページ I・3・ (1)・イ	<p>「自己有用感」と「自己肯定感」という言葉について、使い分けられていると思うが、一般の方が読んでいて違いが分かるか。</p>	<p>・説明が必要であったり、分かりにくい文言等には、注釈をつけるように致します。</p>
7	5ページ I・3・ (1)・イ	<p>「自己有用感」や「自己肯定感」というものは、本来、幼児期から育てていくことが重要であるとする。学校教育における方針ではあるが、この大きな課題を含んで、今後考えていくことはできないか。</p>	<p>・11ページの2 佐久市教育委員会としての取組に下記の文章を追加します。</p> <p>ア 教育活動の充実</p> <p>・ 自己肯定感や他者への思いやりを持つことができる豊かな心を幼児期から育むため、幼保小連絡</p>

			<p>協議会や幼保小連絡会などを通じた連携の推進</p> <p>※ご指摘のとおり、未然防止においては、幼児期からの教育というのは非常に大きなものがあると考えており、市教委としては、幼保小がこの課題に連携して取組んでいくことは、必須であると考え、取組みの中に追記をさせていただきました。</p>
8	5ページ I・3・(1)	未然防止には、リスクマネジメントの事ばかりを言及するのではなく、いじめが起き得ないような、子ども同士がやさしく、楽しく関わり合えるような、遊びなどを大切にした環境づくりが大切では。	<p>・下記のように 3・(1)いじめの未然防止に、エを追加します。</p> <p>エ 全ての児童生徒が、互いに安心して楽しく、学習だけでなく、遊びや、課外活動、部活動などの活動に取り組めるよう、環境を整えるとともに、教職員等の資質・能力の向上に努めます。</p> <p>※ご指摘の通り、学習だけでなく、遊びや課外活動などとおして、思いやりの心を育むことができるよう、環境を整えるとともに、教職員の資質・能力の向上に努めていくとの文言を追加します。</p>
9	6ページ I・3・(1)・ウ	「互いに理解し合い」という文言は、「互いに理解する」か、「理解し合い」にしないと「馬に乗馬」と同じで、同じ意味を重ねているので修正が必要。	<p>・下記のように変更します。</p> <p>ウ 全ての児童生徒が～、集団と関わりながら、互いに理解し合い、ともに学習や活動に打ち込めるよう取り組みます。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>ウ 全ての児童生徒が～、集団と関わりながら、互いを理解し、ともに学習や活動に打ち込めるよう取り組みます。</p>
10	6ページ I・3・(2)・ア	「いじめを積極的に発見できるよう」とあるが、確かに考え方としてはいいのですが、いじめというマイナスな言葉と、積極的という言葉に少し違和感がある。	<p>・下記のように変更します。</p> <p>ア いじめは人の目に付かないように行われたり、一見、いじめに見えなかったりするなど、分かりにくく見えにくいことを理解した上で、児童生徒の些細な変化やサイン、</p>

11	6ページ I・3・ (2)・ア	<p>「一見、いじめに見えなかったりするなど、分かりにくく見えにくいことを理解した上で」とありますが、見えなかったり、見えにくくという表現の重複があって、分かりにくく感じるので、「一見、いじめと気づかれなかったりするなど、分かりにくく見えにくいことを理解した上で」としたほうが分かりやすいのでは。</p>	<p>SOSを見逃さずに受け止め、いじめを積極的に発見できるよう取り組みます。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>ア いじめは人の目に付かないよ うに行われたり、一見、いじめと気づかれなかったりするなど、分かりにくく見えにくいことを理解した上で、児童生徒の些細な変化やサイン、SOSを見逃さずに受け止め、いじめを軽視することなく、積極的に認知できるよう取り組みます ※分かりやすい文章に修正するとともに、いじめの認知も含め広い意味で、いじめを積極的に発見としていましたが、ご指摘の通り、いじめの存在を肯定するニュアンスも感じられてしまうので、あくまでも、いじめの認知を積極的に行うという文章に変更しました。</p>
12	6ページ I・3・ (2)・ウ	<p>「児童生徒自身が、悲しいとき、辛いときに、自分の気持ちを誰かに相談」とありますが、相談するのは悲しいときや、辛いときだけではなくて、悔しいとか、怒りたい、そういうときも相談してよく、そちらも見て欲しいという思いがある。適切な言葉に変えてもらった方がいいのではと感じる。ネガティブな感情を自分ではどうしようもできないものを相談できればといいと思う。 例えば、「児童生徒自身の抱えきれない悩みなどを」といった感じではどうか。</p>	<p>・下記のように変更します。</p> <p>ウ 児童生徒自身が、悲しいとき、辛いときに、自分の気持ちを誰かに「相談できる」、「相談してもいい」という SOS を発信でき～</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>ウ 児童生徒自身が、抱えきれない悩みを誰かに「相談できる」、「相談してもいい」という SOS を発信できる力を～ ※ご指摘の通り、自分を追い込んでしまう感情は様々なものがあることから、感情を悲しい、つらいに限定せず、様々な感情を呼び起こす原因である「抱えきれない悩み」に文言を変更しました。</p>

13	6ページ I・3・(3) ・ア	7ページ I・3・(3)・エにおいて、しっかりと加害児童生徒への対応が書かれているが、アの被害児童生徒への対応は、心身の安全を守るだけになっている。適切な心のケアなどの文言を入れられないか。	<p>・下記のように変更します。</p> <p>ア いじめが～児童生徒の心身の安全を第一に考え、被害児童生徒を徹底して守ります。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>ア いじめが～児童生徒の心身の安全を第一に考え徹底して守るとともに、児童生徒の気持ちに寄り添い、心のケアに努めます。</p> <p>※ご指摘の通り、エの記載ともバランスを考え、被害児童生徒への対応にも触れるよう文言を変更しました。</p>
14	6ページ I・3・(3)	適切な対応について、3ページの言葉の定義の中では解消という言葉が出てきますが、5ページ以降の考え方の部分で解消という言葉が出てこない。最終的に目指すのは解消だと思うので、適切な対応に解消という言葉が入るべきだと考えるが。	<p>・下記のように変更します。</p> <p>イ 学校でいじめ～、学校全体で、対応方針について共通理解を図った上で、適切な組織対応ができるよう取り組みます。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>イ 学校でいじめ～、学校全体で、対応方針について共通理解を図った上で、いじめの解消、再発防止に向けた適切な組織対応ができるよう取り組みます。</p> <p>※対応の目的は、いじめの解消であり、再発の防止であることから文言を変更しました。</p>
15	7ページ I・3・(3)・ イ・ウ	状況によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携も考えていただきたい。	<p>・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーは市教育委員会、各学校に派遣をされているものであることから、外部機関ではなく、この文章の主体側となりますので、文言の変更は致しません。ただし、実際の取組として、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、市費でいえばスクールメンタルアドバイザー(教育相談員)などとの連携はいじめ対応では、必須であると考えており、その連携については、教育委員会の取</p>

			組として12ページに、学校の取組として16ページなどに記載しております。
16	7ページ I・3・(3)・ウ	「状況によっては」とありますが、この判断の主体があいまいなので、例えば市教委と学校が一体となってというような記載はできないか。	<p>・下記のように変更します。</p> <p>ウ 学校での取組～連携に努めるとともに、状況によっては、医療機関、児童相談所、警察、弁護士、地方法務局等の関係機関との適切な連携を図ります。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>ウ 学校での取組～連携に努めるとともに、事案によっては、市教育委員会と学校が一体となり、医療機関、児童相談所、警察、弁護士、地方法務局等の関係機関との適切な連携を図ります。</p> <p>※佐久市としての考え方を示しているので、この文章の主体は佐久市となりますが、ご指摘の通り、では佐久市のだれがとなると、市教育委員会と学校となりますので、このように文言を変更しました。また状況というのは、何の状況なのか捉えにくく、実際はいじめの事案ごとに判断をすることから、状況を事案に変更しました。</p>
17	7ページ I・3・(3)・エ	エの加害児童生徒に対する対応に、加害児童生徒の保護者への対応の観点も入れるべきでは。	<p>・下記のように変更します。</p> <p>エ いじめをした加害児童生徒についても、人格の成長を願い、自分の行ったいじめという行為と向き合い、相手がどんな気持ちだったのか考えさせるなど、教育的配慮の下、丁寧な対応、指導を行います。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>エ いじめをした加害児童生徒については、教育的配慮の下、その健やかな育ちを支えるために、いじめをした事実を振り返り、相手の気持ちが十分に理解できるよう</p>
18	7ページ I・3・(3)・エ	「人格の成長を願い」とあるが、処罰とかそういうことではなくという意味を込めているんだと思いますが、漠然としているので、もう少し適切な言葉にしたい。	
19	7ページ I・3・(3)・エ	「相手がどんな気持ちだったのか考えさせる」という表現が、上から目線な感じする。加害児童生徒がどうしてそういうことをし	

		<p>たのか、相手の気持ちが分からないからそういうことをしてしまうということもあるので、この部分はもう少し丁寧に書いてもらいたい。</p> <p>自発的に相手の気持ちが考えられるようにできればいいと思うが。</p>	<p>な指導に努めるとともに、加害児童生徒の保護者の理解と協力を得ることで、より効果的・継続的な支援による再発防止等に取り組みます。</p> <p>※加害児童生徒の保護者に理解していただき、協力を得ていくことは、成育歴を踏まえた支援という点でも非常に重要であることから、その視点を追加しました。</p> <p>また、文言等、分かりやすくした上で、加害児童生徒への指導・支援の目的は、いじめをやめさせた上で、同じ過ちを犯さないことだと考え、再発防止の文言を追加しました。</p>
20	7ページ I・3・(3)・ エ	<p>いじめをした加害児童生徒の成育歴というものは、無視できないと思う。その子がどういう形で育てられてきたかということも含めた上で、子どもと一緒に考えないといけないと思うが。</p>	
21	7ページ I・3・(3)・ エ	<p>「加害児童生徒についても」の「も」の部分が、付け足しや、違う視点から見ている感じがするが。</p>	
22	ページ指 定なし	<p>現場では、いじめを受けていた子が、それが解決したら今度は、いじめる側になる。いじめの逆転現象といった視点も、持っておく必要があるのでは。</p>	<p>・本視点については、1ページの「はじめに」において、「とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験している現実があります。」と記載しております。また、ご指摘も踏まえ、7ページ I・3・(3)に、このような逆転現象も念頭に、再発防止という文言を記載しました。</p>
23	全体	<p>幅広く、色々なことが書き込まれている方針になるので、できれば前書きの部分で見出しとして、例えば、加害児童生徒の対応は、どこ書かれているといったように、分かりやすくするように工夫をお願いしたい。</p>	<p>・最終版において、索引を整理させていただきます。</p>

2 「具体的な取組」について

番号	箇所	協議会意見	市教育委員会対応方針(案)
24	11ページ Ⅱ・2・(1)	CAPプログラムという子どもへの暴力防止プログラムがあり、チャイルドラインでは毎年それを学んでおいる。このプログラムを親も学ぶと、子どもがどんな問題を抱えているのか分ったり、対応する時も言葉を選ぶなど、専門的な対応が出来るようになる。コストがかかるようだが、是非佐久市でも全校で取り組めないか。	・長野県内には、校内研修において CAP プログラムに取り組んでいる学校もあるとお聞きしております。そういった情報も参考にし、今後、いじめ問題担当者会議などにおいて研修で取り扱えないか検討できればと考えております。
25	13ページ Ⅱ・3・(3)	弁護士会でもいじめ予防事業というものを行っている。年間2校程度、佐久地域で希望校を対象に行っており、今年は高瀬小で実施した。人権に関する話や、事例を基にしたワークショップなどを行っており、子ども達や先生には、ある程度のインパクトは与えられるプログラムになっているのでぜひ活用していただきたい。	・下記内容を、14ページ「ウ 人権同和教育、福祉教育の充実」に追記します。 ・長野県弁護士会が実施する「いじめ予防事業」の活用 ※実際に行われている事業となりますので追記させていただきます。
26	18ページ Ⅱ・3・(5)	信頼関係の構築の所に、「保護者の「いたみ」を自分の「いたみ」として対応する。」とありますが、非常にありがたくその様な思いでいただければと思うが、少し言葉が強くなると思うが、そこまで重くなくてもいいかと思うが。「保護者の思いをくみ取りや共感し」でもいいのでは。	・下記のように変更します。 →傾聴の姿勢を大切にし、保護者の「いたみ」を自分の「いたみ」として対応する。 ↓ →傾聴の姿勢を大切にし、保護者の思いをくみ取り共感する。 ※ご指摘のとおり、少し言葉が強いかと感じますので、文言を変更しました。

27	20ページ Ⅱ・4	重大事態への対応について、法律で定める、重大事態の被害児童の欠席期間の目安が年間30日となっていますが、批判的な見方で見れば、この30日というのは、1年経たないと分からない。欲を言えば、1週間休んでいるとかそういった時点で、しっかり介入できるような作りにできないか。	・国の基本的な方針で定められている目安であるため、記載自体は変更しない方向で考えております。原則学校は欠席が続いた場合、いじめを要因としたものに限らず、不登校傾向ということで、まずは面談をするなど、その原因を調べており、その中で、対応に着手しています。この30日は、あくまでもいじめの重大事案と判断するかの目安として国が示したものであり、この日数を超えないと対応しないというわけではありませんし、例え欠席が短期間であっても、但し書きにあるように、迅速に調査する義務は学校にございます。
28	25ページ 別表2	学校におけるフロー図のようだが分かりにくく感じる。学校で活用できるような形にしてもらいたい。	・別表2のフロー図は廃止し、新たに作成したフロー図(別表2:通常 のいじめ対応バージョン、別表3インターネットいじめ対応バージョン)としました。 ・また、別表1については、学校で定める「学校いじめ防止等のための基本的な方針」の項目例や、学校で設置する組織のイメージを掲載し、学校現場が参考とできるものに変更しました。
29	25ページ 別表2	25ページの別表2の中にも、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが入ってもいいのではないかと思う。また、学校評議員というのは、佐久市の場合はないと思うので、適切な言葉に直していただきたい。	・新たな別表2、3を作成し文言等修正するとともに、対応チームによる対応協議の中にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を記載しました。
30	25ページ 別表2	別表2の真ん中のボックスに「いじめがあったと認定した場合」と「いじめが認定できない場合」とありますが、事案が発生した時点でいじめが認定されないということはないのでは	別表2について下記のように変更します。 変更点①フロー図上から2番目のボックス内 『対応チームの編成〈校内いじめ対策委員会開催〉』(法22条、法2

	<p>ないでしょうか。</p> <p>いじめ対応チームを編成し、色々な事情を聞いたうえでいじめはなかったといえる状況はないかと思しますので、この項目が必要なのか検討いただきたい。</p>	<p>3条第2項)</p> <p>↓</p> <p>『校内いじめ対策委員会(校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・学年主任・学級担任等で組織)』(法22条、法23条第2項)を開催し、事実関係の確認に着手</p> <p>※校内いじめ対策委員会は、そもそも学校に設置されており、まずは、この委員会を開き、その指示の下、速やかに事実確認を行うこととなります。対応チームをここで新たに編成するような書き方となっておりましたので修正します。</p> <p>変更点②フロー図上から4番目のボックス内</p> <p>『事実確認といじめの認定』 聞き取り記録を基に、「被害者」が述べたいじめ行為について、それがいじめに当たるかどうかを確認する。</p> <p>↓</p> <p>『事実の確認といじめの確認』 聞き取り記録を基に、「被害者」が述べた行為について、事実確認を行い、いじめがあったか確認する。</p> <p>※被害者が相談した行為が「いじめ」と確認するには、その事実をしっかりと確認する必要があり、例えば、その事実関係そのものが無ければ、いじめもないという状況は想定されます。元の文章では、いじめという事実があるのかかわらず、いじめの認定をするといった矛盾とも捉えられる書き方になっていましたので、法律に沿った書き方に変更しました。この変更に伴い、下記の2か所についても変更します。</p>
--	---	--

			<p>いじめがあったと認定した場合</p> <p>↓</p> <p>事実確認によりいじめがあったと確認した場合</p> <p>いじめが認定できない場合</p> <p>↓</p> <p>事実確認によりいじめがあったと認定できない場合</p> <p>※これらの修正に伴い、別紙3を同様に修正するとともに、整合を図るため、別表中の一部文言の修正を行いました。</p>
--	--	--	--

3 その他

番号	箇所	協議会意見	市教育委員会対応方針(案)
31	11、12、 16ページ	名称の変更 ※委員の皆様からのご意見はありません。	令和6年度からスクールメンタルアドバイザーの名称を教育相談員に変更することに伴い修正しました。